

狭 監 発 第 2 8 号
平成30年8月20日

様

狭山市監査委員 永 井 保

狭山市監査委員 磯 野 和 夫

狭山市職員措置請求書について（通知）

平成30年6月29日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定による措置の請求について、請求内容を監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の内容

本件措置請求の内容は、次のとおりであった。

1 請求の要旨（枠内は原文のまま掲載）

職員措置請求書

請求の理由

朝日新聞の6月26日付け西部版（資料1）によると、市は、来年度からビジネスサポートセンター業務を開始するに当たり、センター長を月額100万円で募集する旨を報道したことで市民が知ることになった。

しかし、（資料2）のとおり、市長の給料が月額97万円であるのに、これを上回る月額報酬の予定は、地方自治法第2条14項規定の「最小の経費で最大の効果」を否定の他、地方財政法第2条1項に反すると思料する。

仮に、市議会が承認済と反論しても虚偽内容の疑いが極めて高く、正当化できる根拠はなく、何より地方公務員法第35条の職員の専念義務違反は明らかで、市長以下の怠慢は目に余るものがある。

本件は、地方自治法第242条第3項に該当するので当該行為の停止勧告を

求める。

尚、類似例に、かつて県は出先機関の理事長の月額報酬が県知により高額と指摘を受け是正したことがある。

平成30年6月29日

地方自治法第242条の規定により証拠を添えて請求する。

平成30年7月20日

先に提出した職員措置請求に関し、新たに情報開示された資料があるので証拠として以下を補充する。

記

はじめに

平成18年7月7日閣議で(資料1)を策定。これを受け市は翌年8月「補助金見直し指針」(資料2)を策定しながら厳守しない上、第3次総合振興計画では、経常収支比率80%台を目指すとしながらこれをも無視してきたが市民に謝罪もない。このような中、市長は第4次総合振興計画では、同収支比率の記載もない始末だ。この点に関し、市議会や監査委員の指摘がないのは職務怠慢と思料する。

1 訪問報告書(資料3)は、「成果を上げなくとも補助金が入ってくると感じているため努力を重ね、結果を出そうとしない」等の指摘があった。

これを受け、小谷野市長は(資料4)で、課題について「しっかりと受け止め今後の行政における施策に生かす」旨を回答した。

2 ビジネスサポートセンター開設準備費用は、(資料5)の計2300万円、運営委託料は年間4000万円とし、内、人件費3,000万円に係る明細が不明(事務員等の根拠)。尚、先進他市を参考としても財政事情は異なり、費用の安い熱海市等を参考にしない理由が全く不明である。

監査委員は、本市の財政事情を正しく理解し、本計画が地方自治法第2条14項の「最小の経費で最大の効果」と言えるのか精査することを求める。

2 事実を証する書面(写し)

(1) 新聞記事(中小企業を支援センター開設へ)切り抜き

(2) 狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例

(補充資料1) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について

(補充資料2) 補助金の見直し指針

(補充資料3) 訪問報告書(平成28年10月7日富士市産業支援センター訪問)

(補充資料4) お礼文(平成28年11月14日富士市産業支援センターあて)

(補充資料5) 狭山市ビジネスサポートセンター開設準備費用

3 請求人

住所

氏名

第2 請求の受理

本件措置請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査対象部局

環境経済部 産業振興課

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第6項の規定に基づき、平成30年7月23日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

1 証拠の提出

証拠の追加提出はなかった。

2 陳述（要約）

ビジネスサポートセンター業務については、全体の積算額、特に人件費が不明確であると考えており、多額の経費をかけて行う価値のある事業であるのか疑問である。後に提出した補充書も含め、よく精査して結論を出してほしい。

第5 監査対象事項

1 請求人の主張の要旨

狭山市ビジネスサポートセンター長に対し月額100万円を支出することは市長の給料月額97万円に対して高額であり、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第2条第1項に違反するので、狭山市長に対し、当該予算執行を停止するよう求める。

2 監査の対象となる公金について

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、産業労働センター管理事業費中、13節委託料において予算措置のある産業労働センター指定管理料53,446千円のうち、平成30年度予算において増額した1,220万円中、センター長報酬210万円を対象とする。

3 監査の実施について

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容を踏まえ、狭山市ビジネスサポートセンター長に対する月額報酬に関連する公金の支出が違法又は不当と認められるか否かを判断するため、証拠書類の確認及び関係人の陳述等により監査を実施するものとした。

第6 関係職員の証拠の提出及び陳述

1 証拠の提出（写し）

- (1) 職員措置請求書に対する理由説明書（陳述書）
- (2) 狭山市ビジネスサポートセンター長の給与額の設定にあたり参考とした資料及び決定理由に関する書類の写し（平成30年7月10日時点で保管しているもの）
- (3) 他の地方公共団体の「f-Biz」モデルによるビジネスサポートセンター等の業務において所長相当職の給与額（平成29年度実績）一覧表

2 陳述

関係職員の陳述及び陳述書の内容は、次のとおりであった。（要約）

(1) 狭山市ビジネスサポートセンターの概要

狭山市は、平成27年度から平成31年度までの5年間を指定管理期間とし、公募により狭山商工会議所へ管理運営を任せている狭山市産業労働センターの「地域の産業の振興に関すること等」の業務の一環として、市内中小企業・小規模事業者等の抱える様々な経営課題の解決と売上拡大に向けた支援を行うため、静岡県富士市産業支援センター「f-Biz」をモデルとした経営相談支援に取り組むこととした。本取り組みは、狭山市産業労働センターの「狭山市ビジネスサポートセンター」業務として、平成30年度は指定管理料1,220万円を増額、平成31年度は指定管理料3,900万円を増額し、平成31年4月をめどに開始する。

(2) 狭山市ビジネスサポートセンター長の報酬額

国が平成26年度から各都道府県に設置した「よろず支援拠点」のチーフコーディネーター（センター長相当）について、月額5万円、年間240日勤務として、月額100万円、年1,200万円の報酬額としていること、また、「f-Biz」をモデルとした全国20の地方公共団体の先行事例において、センター長相当の報酬額について月額100万円、年1,200万円とする団体が多いことに鑑み、狭山市ビジネスサポートセンター長の報酬額を決定した。

なお、平成31年1月から3月までの間を研修期間とし、当該期間の報酬額は月額70万円とした。

狭山市ビジネスサポートセンター長の報酬額は、適正なものとする。

第7 本件措置請求に係る事実関係の概要

1 狭山市ビジネスサポートセンター長等の公募

狭山市は、市内中小企業や小規模事業者などの抱えるさまざまな経営課題の解決と売上拡大に向けた支援を行うため、静岡県富士市産業支援センター「f-Biz」をモデルとした伴走型の経営相談支援に埼玉県内の自治体として初めて取り組むこととした。

この経営相談支援の取り組みは、「狭山市ビジネスサポートセンター」業務とし、市が設置している狭山市産業労働センターの指定管理業務の一環として、平成31年4月を目途に開始することから、平成30年7月2日より、狭山市ビジネスサポートセンターの正副センター長の公募を開始した。

公募の内容は次のとおりである。

応募期間	平成30年7月2日から平成30年8月18日まで※17時必着
1次選考	(書類選考) …平成30年8月29日(水曜日)
2次選考	(面接選考) …平成30年9月29日(土曜日)
採用予定	平成31年1月上旬
応募方法	「狭山市ビジネスサポートセンター (Saya-Biz) 正副センター長募集要領 (PDF形式)」を確認後、指定様式「狭山市ビジネスサポートセンター (Saya-Biz) 正副センター長応募用紙」を公募期間内に電子メールまたは郵送する方法。

2 財務会計上の行為

狭山市ビジネスサポートセンター長の報酬に係る財務会計上の行為は、指定管理に関する基本協定の変更及び年度協定の締結に基づく支出負担行為、支出命令及び支出が考えられるが、年度協定により実績に基づく支出としたことから、いずれの財務会計上の行為も監査時点において行われていない。

3 国における類似機関の所長相当職に係る報酬

名 称	月額報酬	備 考
よろず支援拠点	100万円	日額5万円×勤務日数240日

4 他の地方公共団体における類似機関の所長相当職に係る報酬

No.	名 称	月額報酬	備 考
1	富士市産業支援センター	未公表	静岡県富士市
2	岡崎ビジネスサポートセンター	未公表	愛知県岡崎市
3	天草市起業創業・中小企業支援機構	上限100万円	熊本県天草市
4	新上五島町産業サポートセンター	100万円	長崎県新上五島町

5	関市ビジネスサポートセンター	100万円	岐阜県関市
6	裾野市中小企業相談事業	未公表	静岡県裾野市
7	福山ビジネスサポートセンター	100万円	広島県福山市
8	日向市産業支援センター	85万円	宮崎県日向市
9	大東ビジネス創造センター	100万円	大阪府大東市
10	大村市産業支援センター	100万円	長崎県大村市
11	壱岐市しごとサポートセンター	100万円	長崎県壱岐市
12	直轄ビジネスセンター	85万円	福岡県直方市
13	熱海チャレンジ応援センター	100万円	静岡県熱海市
14	しごとづくりセンター	100万円	島根県邑南町
15	木更津市産業・創造支援センター	85万円	千葉県木更津市
16	福知山産業支援センター	100万円	京都府福知山市
17	釧路市ビジネスサポートセンター	100万円	北海道釧路市
18	大垣ビジネスサポートセンター	100万円	岐阜県大垣市
19	人吉しごとサポートセンター	100万円	熊本県人吉市
20	山形市売上増進支援センター	100万円	山形県山形市

第8 監査の結果

1 結論

本件措置請求における、狭山市ビジネスサポートセンター長に対し月額100万円を支出することは市長の給料月額97万円に対して高額であり、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第2条第1項に違反するので、狭山市長に対し、当該予算執行を停止するよう求めるとの主張には理由がなく、措置の必要は認められないため、棄却する。

2 判断の理由

(1) 地方自治法第2条第14項及び地方財政法第2条第1項違反について

地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と、地方財政法第2条第1項は「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。」と規定している。

上記各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行

政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性又は不当性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223頁、大阪高裁平成17年7月27日判決参照）。

(2) 市長の裁量権

本件予算については、市議会の承認（議決）を得て実施するものであって、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下における地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、市長の広範な裁量に委ねられているものというべきである。

市長が狭山市ビジネスサポートセンター長の報酬額の決定に際し、国の類似機関や先行する他の地方公共団体の事例に鑑み、月額100万円の報酬としたことについて、判断の基礎とされた重要な事実誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により市長の判断が社会通念に照らして妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に当たらず、市長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認められない。

以上により、狭山市サポートセンター長の報酬額に係る公金の支出が違法又は不当であるとは判断できない。よって、その余の点について判断するまでもなく本件措置請求には理由がないので、「1 結論」のとおり判断する。